市長の政治姿勢について

総選挙の結果について

9月11日投票の、衆議院選挙で、自民党が大きく議席を増やし、民主党は大幅に議席減、公明党も後退、日本共産党は議席を維持しました。

今回の総選挙では、多数の死票を生み出し、民意を切り捨てる小選挙区制の害悪が改めて浮き彫りになりました。

自民党の小選挙区の得票率は、４７・８％でしたが、議席占有率は７３％も占めました。
全国では、総投票数、6806万票のうち、４８.５％が議席に結びつかない死票となりました。

自民党の議席は、小選挙区制によって、4割台の得票率で7割超の議席を独占しましたが、実際の民意を正確に反映したものではなく、過大なものとなっています。

また、小泉首相が、郵政民営化の是非を唯一の争点にし、「改革をとめるな」と大キャンペーンを行った事は、国民が抱いている政治への閉塞管を打破するかのような、漠然とした期待を有権者に広げました。

しかし、「郵政民営化で公務員が減らせ、税金の節約になる」との宣伝については、郵便事業は独立採算制で、税金を１円も使っていません。

「民間企業になれば、税金を納めるようになる」と「郵政民営化ばら色」宣伝をしましたが、郵政公社は、利益の５０％を納付することになっており、法人実行税率４０％の民間企業より、はるかに国庫に寄与します。

このように、国民に本当のことを語らず、税制や社会保障、憲法、外交など、今後の国政上の重大問題については、徹底して国会で問われてくる国税上の重大問題となります。

国民は、小泉政権に白紙委任状を渡したわけではありません。民意を見誤る事があってはなりません。

わが党は、国政でも地方政治でも、国民犠牲の悪政に真正面から対決する「確かな野党」として、庶民大増税、憲法改悪を許さず、国民の暮らしと平和を守るために全力をつくします。

福山市が、痛みを押し付ける小泉構造改革から、地方自治、市民のくらし・福祉を守る防波堤としての役割を果たすことを強く求めるものです。

以上に付いてのご所見をお示しください。

次に、自治体のあり方と、指定管理者制度について、伺います。

小泉構造改革は、「民間で出来る事は民間で」と、民間解放と規制緩和を進め、地方自治体へも行革推進を押し付け、公務・公共サービス分野を新たな５０兆円のビジネスチャンスとして、金儲けの対象にしようとする事が真の狙いであります。

言うまでもなく、「自治体の市場化・民営化」は、自治体のあり方を大きく変容させるものです。

本来住民が平等に享受すべき福祉、教育、保育、医療など、人権保障の内容に、貧富の格差が進行していく事になります。

この流れの行き付く先は、全ての行政サービスが商品となり、商品を買えない社会的経済的弱者が排除される社会ではないのでしょうか。

これは、地方自治体の本旨に照らして、全く逆の姿と言えるのではないでしょうか。

このあり方について、市長のご所見をお示しください。

市長は、当制度を来年４月から導入するため、今議会に関係する「公の施設」の設置管理条例の改正案を提出されたところであります。

また、今後とも、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、取り組むとしておられます。

２００３年７月１７日の当制度に関する総務省通知によると、「事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮すると共に、管理経費の縮減が図れるものであること」と明記され、経費削減と効率性に重点が置かれています。

しかし、一旦営利企業に任せてしまえば、営利追求のために、利用料金が上がったり、サービスが低下したりする危険性があります。

まず「公の施設」は、指定管理者制度に移行したとしても、「住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供するための施設」であることを、改めて確認するものでありますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、「公の施設」で提供されていた「サービス」について、準公共団体であったものが、利潤追求を目的とする民間営利会社にかわったとき、市民に公平、厚生に提供されるべきサービスのあり方について、市の行政責任はどのようになるのか、お示しください。

また、コスト競争によって、安上がりなサービスのあり方に置き換えられた時、行政サービスとしての質が確保されるのかどうか、お示しください。

指定管理者制度を含め、公務・公共サービス民間解放の最大の狙いは、コストダウンであり、そのほとんどが人件費の削減です。

指定管理者制度の場合、公募となると最大で５年間しか雇用の保証がありません。それは、公共の職場から正規職員がリストラされ、臨時職員に入れ替わる事につながります。

職員の非常勤・パート化、低賃金化によるサービスの質や継続性、安定性、専門性の低下が懸念されます。

これは、継続して経験を重ね、サービス提供の主体者として、より質の高い業務を追求するための条件を投げ捨ててしまう事でもあります。

これで、安心して暮らせる市政といえるのかどうか、市長のご所見をお示しください。

また、臨時職員は、正規職員に比べて、極めて給与水準が低く、ひいては、それが働く人々の所得を引き下げ、契機への影響や少子化にますます拍車をかける事が懸念されます。

福山市政が社会問題をいっそう悪化させる役割を果たすことになるのではありませんか。ご所見をお示しください。

次に、指定管理者制度に移行した「公の施設」の運営について、利用者や住民の参加はどのように保障されるのか、お示しください。

個人情報の保護について、指定管理者との協定で、明文化すること。

議会への報告と、市民への情報公開の徹底を図ること。

以上についてのご所見をお示しください。

障害者自立支援法について

小泉「構造改革」の一つとして、自民党、公明党が強行しようとしていた「障害者自立支援法」が廃案に追い込まれました。

衆議院厚生労働委員会での同法案採択が緊迫した７月５日、「このままの障害者自立支援法案では自立できません。７・５緊急大行動」が開かれました。東京日比谷公園には、全国から障害者や難病患者、家族ら１万１千人の関係者がつどい、国会への未知をデモ行進し、衆参全議員への要請行動を行いました。

この行動は、日本障害者協議会やDPI日本会議、日本難病・疾病団体協議会などが準備をしましたが、障害者団体の種別や立場の違いを超えたこれほどの規模の集会、デモ行進は初めてです。

当初は５月にも成立をと豪語していた政府・与党でしたが、廃案に追い込んだ事は、全国各地で粘り強い共同を広げた障害者と家族、関係者の運動の大きな成果です。

ところが、政府・与党は、次の国会に、廃案となった障害者「自立支援」法案を、そのまま再提出しようとしています。

日本の障害者福祉は、たゆみない運動の積み重ねで、一歩一歩前進を勝ち取ってきたものです。
二〇〇三年度支援費制度がスタートして、支援を受けながら地域での生活を組み立てて行く道筋がようやく開けてきました。

しかし、2年も経たないというのに、「障害者自立支援法」が出され、障害者やその家族にとって、これまで築き上げてきた生活が脅かされる事態となります。

障害者「自立支援」法の最大の問題は、福祉サービスの利用料を、所得に応じた「応能負担」から、利用料に応じた「応益負担」にかえ、福祉サービスの利用を抑制し、国の負担を減らす事がねらいです。
応益負担は、支援を受けるその量によって負担が増す仕組みで、使用を抑制せざるを得なくなり、自立した地域生活を送ることは困難となります。

扶養義務者の範囲が支援費制度では「親・兄弟を除く」とされ、障害者も自立した存在として認められることになりましたが、「自立支援法」は、親・兄弟を含むという大きな後退です。
扶養義務者、および同一生計者の負担は行うべきではありません。

公費負担医療制度にも大幅な負担増を求めようとしています。心臓病などの障害がある子どもの育成医療や腎臓病の人工透析などの治療に欠かせない厚生医療は、現行では、所得に応じて無料から３割負担です。

精神障害者の通院医療は５％負担ですが、法案は、３つを「自立支援医療給付」として一つにまとめ、原則一割負担、一定以上の所得者は３割負担とするとしています。

心臓病患者では５０倍の負担増になる人もあります。

重い医療費負担のために、治療を受けられず、症状の悪化や命にかかわる事態もおきかねません。

障害者の所得保障は、極めて不十分です。

障害基礎年金は１級、月８万３０００円、２級月６万６千円です。

現行の応能負担のもとで、ホームヘルプサービス利用の９５％が無料なのは、所得がきわめて低いからです。所得保障が障害のある人に対して、極めて不十分な現状で、負担増だけを求めるならば、耐えられない多くの障害者を生み出します。

負担上限額を設けるとしていますが、利用料負担は障害基礎年金の２割から３割にあたります。

以上、障害者をめぐる状況を述べましたが、市長は障害者の生活実態をどのように認識しておられるのでしょうか。その障害者と家族に、重い負担をかぶせる応益負担「障害者自立支援法」は国会に再提出しない事を、政府に強く表明していただく事を求めるものです。ご決意をお示しください。

いま、本当に必要なことは、障害者施策を抜本的に見直し、生存権や発達権の保障を行う事です。

障害者自身の参加で、次のような施策を、国及び地方自治体が熱意を持って進める事が求められています。

１．　難病、発達障害、高次脳機能障害をはじめ、全ての障害を対象とした「総合的な障害者福祉法」の制定を行うこと

２．　障害年金の改善など、所得保障制度の確立を行うこと

３．　働く場、住まい、福祉など、地域生活の基盤整備を行うこと

４．　国の「予算不足」を口実とした負担押し付けを許さず、障害者施策に必要な予算を確保すること

以上について、国に強く働きかけるとともに、福山市としてどのような努力と施策展開をする事が出来るのかを、お示しください。

介護保険制度について

軽度の人の介護サービスを切り捨て、施設利用者に大幅な負担増を押し付ける介護保険改悪法案が、６月２２日、自民党、公明党、民主党の賛成で成立しました。

改悪介護保険法により、いよいよ、この１０月から、軽度の人の介護サービスが切り捨てられ、特別養護老人ホームなどの施設で、食費・居住費の全額が自己負担となり、一人平均年３９万円もの負担増、総額年３０００億円の国民負担増となります。

多くの施設利用者に、年金収入の大半、あるいは年金給付額を超えるような負担を課し、在宅サービスの利用者も、通所サービスの食費、ショートステイの居住費・食費が全額自己負担となります。

「年金は引き下げ、介護保険料は上がって、手元のお金は少なくなるばかり。その上、今度は数万円の値上げで、年寄りは、早く死ねといわんばかりですね」このようなことを言わせています。

施設の収入となる介護報酬も引き下げられ、施設運営の悪化、人件費カットなどによる労働条件の悪化が引起されます。

この改悪は、ケアの質の低下と、お金のない人は施設に入れないと言う事態を招きます。

厚生労働省は、居住費・食費の全額自己負担について、「家賃も食費も払っている在宅の人との不均衡を是正するため」と説明していますが、今でさえ年金では払えない利用料です。

不均衡の是正を言うなら、在宅の負担を減らすのが筋ではありませんか。

国は、低所得者対策を取ったと言いますが、特養ホーム利用者の八割が低所得者対策の対象となるようでは、そもそも、制度そのものが間違っているのではありませんか。

１０月からの負担増を撤回する事を国に対して求めるとともに、住民の健康を守る地方自治体の本旨に基づき、市独自の軽減制度を創設する事を求めるものです。

６月１６日の参議院厚生労働委員会で、わが党国会議員が今回の制度改悪で、来年度どれだけの給付抑制が見込まれるか質問したところ、厚生労働省は、居住費・食費の全額自己負担化で、４０００億円、施設設備の見直しで 1000 億円、地域支援事業の創設で１０００億円、新予防給付の導入で１０００億円、総計で 7000 億円の給付削減になるとの試算を示しています。

福山市での給付削減はどの程度になるのか、それぞれ試算をお示しください。

「金の切れ目が、介護の切れ目」とならないように、緊急の措置をとる必要があります。住民にどのような介護サービスを、どれだけ提供するかを、最後に決めるのは「介護保険事業計画」です。
軽度者の家事援助についても、必要なサービスは保証できるよう、市の事業計画とする事を求めるものです。

今後、具体化は、政令・省令、通達によって明らかになるとのことですが、国に対して、高齢者の必要な介護を保障するよう、強く働きかける事を求めるものです。
以上に付いてのご所見をお示しください。

次に、福山市で、要支援、要介護1の人で、10月から介護保険制度を適用できなくなる人は、何人かお示しください。
現在、特別養護老人ホームに申請書を出して、待機して折られる方は、何人かお示しください。

環境・衛生行政について

アスベスト問題について

6月末から、7月にかけて、アスベスト製品を製造していたメーカーから、製造工場の労働者および工場周辺住民に、肺ガンや中皮腫による死亡事例など、深刻な健康被害が出ている実態が相次いで発表されました。

工場から飛散したアスベストの吸引が原因と考えられており、労働者とその家族、住民の不安が高まっています。

この間、急にアスベスト問題に焦点が当ったのは、ILO１６２号条約「石綿の使用における安全に関する条約」の批准について、今年6月末から国会での審議が行われることとなったからです。

もともと、アスベスト問題は、早くからガンとの関係が知られておりました。日本政府は、アスベスト使用禁止の国内法の整備を怠り、国際条約が出来てから、19年も批准していないなど、対応が遅れています。

アスベストが「発がん物質」と米国で指摘されたのは、1935年。

1964年には、「ニューヨーク科学アカデミー」の国際会議で肺がん、中皮腫を発生させるとする警告が「勧告」として出されました。

1972年にはWHO世界保健機構やILO国際労働機関がそれぞれ危険性を指摘しました。

80年代にはすでにヨーロッパ諸国で、相次いで全面禁止になりました。

しかし、日本では1960年代の高度成長期から建物や製造現場でアスベストが大量に使われ、1970年代から90年代はじめにかけて、輸入がピークになっています。

1975年になって、やっとアスベストふきつけを禁止しましたが、既に使われたアスベストの撤去は行いませんでした。

1995年になって、毒性の強い青石綿・茶石綿を製造禁止にしましたが、これも回収を行っていません。

政府がアスベストを原則禁止にしたのは、二〇〇四年になってからです。それでも、代替品のないものは除外され、完全禁止は2008年まで先送りされています。

特に建材では、今年3月末時点でも、繊維強化セメント板7万7千枚、屋根用化粧スレート9000平方メートル相当などの在庫があります。

2004年10月以前に製造したものは、経過措置として販売が認められています。

現在でも、少なくとも50箇所でアスベスト製品の製造・加工が行われている事が明らかになっています。

アスベスト問題でも、労働者の健康よりも、鉄鋼、造船、石油化学、自動車、ゼネコンなど、大口ユーザーの利益や要求を優先し、石綿使用禁止措置を遅らせてきた国の責任は重大です。

アスベストの被害実態は非常に広範囲にわたります。約9割は、天井・壁材・スレート瓦などの建築材に使われていますが、その他、工業用から電気製品、日用品まで約3000種の製品に使われています。

今後、被害拡大を防止するためにも、石綿がどこにどの程度使われているかを正確に把握することは、不可欠です。

また、アスベストの潜伏期が肺ガンで10年以上、中皮腫で30年ないし40年といわれています。したがって、中長期にわたる取り組みが重要です。

国に対しては、石綿の製造・使用などの全面禁止、在庫回収、安全除去などの被害防止対策、被災労働者や周辺住民などの、被害者救済の徹底を早急に図るよう求めること。

国に対して、石綿の労災認定を抜本的に見直し、被害労働者、家族、周辺住民も含めた石綿に関する全ての健康被害を救済する新たな救済制度を早急に実現するよう求めること。

学校や公共施設の使用実態の再調査を実施し、完全撤去を徹底する事。その際、備品や教育教材などについても徹底すること。

石綿に対する製造・使用・在庫・除去後の石綿廃棄物などの緊急実態調査を厳密に行い、公表すること。

石綿に関する製造・使用事業所等の関連企業、ふきつけおよび含有製品使用事務所、事業所周辺住民などの健康診断調査を行うこと。

その際の費用は、原因企業と国の費用負担を求めること。

石綿使用施設の解体、解体作業などによる作業者、施設関係者、周辺住民の安全など、被害発生防止に万全の対策をとること。

造船所の労働者、下請け業者の健康相談窓口を設置する事。

以上について、国に強く実現を求め、福山市としての対応を行うことを求めるものです。

それぞれについてのご所見をお示しください。

煤塵被害と大気汚染問題について

「福山の空気は悪い」「雨が降ると、車に黒いしずくの跡がつく」「床がざらつく」など、大気汚染に関する市民の不安の声を多く耳にする中、わが党議員団は、福山市の実態を少しでも明らかにし、問題解決の糸口とするために、「大気汚染降下ばいじんアンケート」を実施いたしました。

7月、8月から各戸に配布しましたが、毎日のように2通3通と回答が返送され、現在、201通となっています。

今回はその一部について、途中集約ですが、お伝えをいたします。

設問項目の1では、降下ばいじんで気になることについて、いくつでも丸をつけてもらうよう回答を求めたところ

１、	部屋が掃除で大変	１２９
２、	車がよごれる	９１
３、	洗濯物が汚れる	８６
４、	健康が心配	１５２

でした。

回答者の７５・６％が健康不安を訴えておられます。

その他の記述では。

・　窓やカーテンがすぐ黒く汚れる

・　新築の家の壁が4ヶ月でくすんできた

・　雑巾のすすぎ水の底に、黒い粉が溜まる
・　雨戸に、黒い媒塵がたくさん溜まる
・　窓が開けられない
・　のどや目が痛い
・　半年前に福山に越してきたが、煤塵が心配で洗濯物が干せない

などなど、ぎっしりと、煤塵被害の様子が書き込まれています。

市民の言う黒い粉、黒い煤塵とは、何であるのか、どこから発生していると考えられるのか、お示しください。

また、「夜中から明け方にかけて、JFE の煙突から激しい煤塵が出ている」「JFE は、夜中に本当に集塵装置を稼動させているのか」との声もいくつもよせられています。
この疑問に対して、明確な回答をお示しください。

さらに、「福山市にいくら要望しても、何も納得のいく返事が返ってこない。このようなアンケートをしていただいて感謝する」との声も数々寄せられています。

市民の健康不安の声に答えるために、福山市自身がアンケートを行うこと、たくさんの声が寄せられている東部、および南部地域に煤塵測定器の箇所を増やし、実態を把握し、対策をとることを求めるものです。

それぞれについて、ご所見をお示しください。

保育行政についてお伺いいたします

福山市は、市立幼稚園と保育所の統廃合の問題で、２００６年度から、引野・川口東の両幼稚園を廃園し、千田・駅家東の両保育所を民間移管する方針を打ち出しました。

これらの方針の発表後、関係者や周辺住民らの動揺が広がっています。

ある保護者からは、「事前に、もっときちんとした説明があってもいいのではないか」「子どもにどう影響するのか心配だ」などの声が寄せられています。

また、「資料も提出せず、一方的に『廃園を決めた』と言う報告だけを通達され、地域住民の声を大切にしていない」、と、行政の一方的な説明手法に対し、不満の声も聞かれます。

公立保育所は、自治体が直接、保育所運営に責任を持つ施設です。

公立保育所ではこれまで、国の基準を少しずつ改善し、子どもの発達に必要な施設や職員配置を行ってきました。

そのため、公立保育所はその地域の保育の基準となっています。

この公立保育所を民営化することは保育に対する国や自治体の責任を後退させ、私立保育園の条件も低下させることにつながります。

子どもへの影響も大きく懸念されます。
民営化によって、ある日を境に、園長や保育士、保育内容がそっくり入れ替わるため、子どもと父母にとっても、移管を受けた園長や保育士にとっても大変なストレスになります。

コスト削減を理由に、民営化を強行すべきではありません。
いま、必要なのは、公立保育所をなくすのではなく、公立も私立保育所も充実させ、子どもと子育てに最適な環境を作る事です。
これらの事を踏まえ、以下の事をお伺いします

1　民営化後の職員配置基準の考え方は

2　千田、駅家東保育所を選択した理由は

3　今後の公立保育所の運営方法は

4　移管のための社会福祉法人が期日までに公募できない場合の対応は

5　今後の民営化計画の具体は

以上についてお示しください

教育行政について

福山市立小中学校の学校選択制度についてお伺いします。

福山市教育委員会は，先の文教経済委員会へ当学校選択制度について，２００６年４月１日以後入学するものから実施するとの報告が示されたところであります。

小学生については，「選択できる小学校は，所属学校の隣接校とする。保護者の住所が所属学校より近距離にある場合に限る。」としています。

小学生の場合，保護者は地域とのつながりを大切にしながら基礎学力を身につけさせたいとの願いが強く，現行の制度を基本としながら，通学の安全面から，所属学校より近距離にある学校への通学を可能としたもので合理性あるものと考えます。

ただ示された隣接校一覧表には，地図の上で隣接校とは言え，山をへだてたもので，他の学区を経由しなければ通学不可能な校名も含まれています。

誤解や混乱が危惧されるもので，改めて精査を求めるものであります。

中学校では,「教育内容や部活動等中学校の特色によって選択できる」として,通学区域外からの「受け入れ枠」は,学校施設の状況等を考慮して教育委員が決定するものとしています。

また,教育委員会は入学希望者が「受け入れ枠」を超えた学校については,抽選により入学を許可する者を決定し,補欠登録者の繰上げについて規定しています。

以下,数点お伺いします。

各中学校は,特色ある学校への様々な取り組みを広く情報公開するとして､情報を一冊にまとめ,6年生保護者に配布するとのことですが,学力テストの成績公表も含まれるのか,公開されるその情報の具体についてお考えをお示しください。

教育課題校などでは,本来その中学校に入学が予定される生徒が,他の学校に流出する可能性があり,その地域の教育を一層困難にするものです。

逆に,特定の学校を選択する生徒が集中することが危惧されるところです。結果として学校間格差を拡大することになるのではありませんか。

また，これまで「地域で育つ，地域で育てる学校」を標榜してきたことと，学校選択制度の導入は，矛盾するのではと考えるものですが，御所見をお示しください。

学校選択制度の導入について，学校現場や保護者から「特色ある学校づくり」の名で学校間の競争を助長させ，学校の序列化を作り出すのではとの不安の声が出ています。

中学校教育に一層困難を広げ広げる学校選択制度を拙速に導入するあり方を撤回することを求めるものです。

今，教育行政の果たす役割は，憲法と教育基本法に基づく教育がどの学校においても，どの子供にも，等しく保障される教育条件の整備であります。

切実な要望である３０人学級の実現など教育充実を強く求めるものです。

以上について，御所見をお示しください。

鞆の埋立て架橋について

福山市は、埋立て架橋推進のため「鞆町のまちづくり意見交換会」を6月16日に引き続いて8月30日に開催しました。
この意見交換会は、市が行おうとする埋立て架橋計画について、住民に説明し理解をしてもらう場として設けられたものです。

6月16日に行った意見交換会は、埋立て架橋計画に賛成の4団体しか参加せず、反対の4団体から「事業推進を前提にした話し合いに参加できない」として参加を拒否されました。

福山市は、8月30日の「意見交換会」も地元住民団体に埋立て架橋計画を理解してもらう場と位置つけ、開催し、130人あまりが参加、反対の団体から抗議文書を提出し、欠席をされた団体もあります。
さらに、福山市は9月中にもホームページに鞆港埋立て架橋計画についてコーナーを設け、幅広く市民から意見を集約するとのことであります。

しかし、そもそも、意見交換会といいながら福山市の計画について理解してもらう場と位置付けるやり方が反発を招いているものであります。

この意見交換会が、福山市が進めようと言う埋立て架橋計画の理解と合意を得る場になっていないのは明らかであります。

福山市が、鞆町民とまちづくりについて話し合いを行うためには、埋立て架橋計画は白紙に戻す事。
住環境整備については、住民との間で合意できるところから実行に移すことを求めるものです。
　ご所見をお示しください。

公共交通対策についてお伺いいたします

バス交通は、高齢者の移動手段の確保や環境対策の面からも、２１世紀の持続可能な交通手段として、鉄道とともに、交通政策や街づくり計画の主軸に位置付けられるのが、世界の大勢となっています。

政府はこの間、道路運送法を改定し、バス事業の参入と撤退の自由化、上限認可運賃以下は、事前届出制にするなどの規制緩和を行いました。
それを受け、本市では民間バス事業会社、２社が不採算路線から撤退することになりました。

本市ではこれらの状況を背景に、代替バス運行の決まるまでの期間、事業会社に赤字を補填し、暫定措置を行う、としています。
しかし、規制緩和のため、事業からの撤退が自由となった今日、今以上の路線からの撤退が続く事も予想されます。

本市主導で、地域公共交通ネットワークの確立が早急に必要な時期であり、そのための具体的な手だてを迅速に行わなければなりません。

特に、撤退が予定されている地域では、代替措

置を講じるなど、市民への影響を抑える事が必要です。

以上のことを踏まえ、次の事についてお答えください

1　廃止が予定されている路線について代替措置を講じるため、統一した基準が必要です。個々の地域に応じて、高齢化率などの地域特性を加味した基準をつくり、判断材料にすること

2　廃止路線の地域に対し試験的に、道路運送法の４条、２１条や８０条等を活用し、バス運行を行うこと。その際、地域特性を加味した判断基準を活用し、個々の地域において、最善のバス運行形態を選定すること

3　来年２月に合併予定の神辺町については、バス運行について、存続させるよう技術的な助言や提言など、親身な相談に乗り合併後も市民の足が確保される取り組みが行えるよう、最大限の支援を行うこと

4　バスを公共交通機関の主軸として位置付け、「バスが唯一の交通手段」となっている市民の生活の足を堅持する責任を果たすこと

5　公共交通を促進するためには、過度のマイカー依存から脱却する必要があります。
人と環境に優しい交通手段へ転換するよう市の交通政策を転換すること。

6　生活道路の整備、道路安全施設の整備をすすめること

ご所見をお示しください

競馬事業について

今年２月の、JRA馬購入補助金詐取事件以降、福山市営競馬、馬購入補助金詐取事件、県馬主会主催の賭けゴルフ、7月には市営競馬のレースで１着になった競走馬から、禁止薬物が検出されるなど次々と不正が明らかになりました。

競走馬購入補助金詐取事件は詐取した者が「他にも行っているものがいる」とか、賭けゴルフ問題は常態化している事が報道されているように、まさに、競馬事業をめぐる腐敗はとどまるところがありません。

こうした、不正、腐敗が行われていることに対して、市長のご所見をお示しください。

また、競馬事業特別委員会に提出された資料では、今年度競馬事業特別会計第１四半期の決算が、８１５１万八千円の黒字になったとのことであります。

決算分析では、第１四半期は例年の実績から発売収入が年間平均を下回る時期と想定され、空調関係など高水熱費は増高する事から、収支は厳しい状況と見ています。

第１四半期の黒字の大きな要因になったのが章典奨励費の４４％、８億６６９６万円の削減にあります。
５月の競馬事業開催中止を決めた際に馬主、騎手、調教師からも生活の球場を訴える声も出ていたことからも、章典奨励費を削減するやり方が、いつまでも続けられるものではありません。

また、今年度福山本場と駅前の売得金と入場者は、昨年より落ち込み、シャトルも昨年比横ばいで推移しているものです。

このような状態で、今年度収支および累積赤字解消の展望は見えません。
第２四半期の結果で場外発売所の広域展開の方向性を出すとされていますが、今やるべきことは、新たなギャンブルの拡大の方向ではなく、競馬事業の廃止に向け、関係者と協議をおこなうこと。従事員の仕事確保を図る手だてを即刻行うことを求めるものです。
　ご所見をお示しください。

同和行政について

わが党は，これまで，市民合意の得られない同和行政のあり方を批判して，その特別対策の終結を求めてきたところであります。

また，国の根拠法が失効した今日，同和地区，同和関係者を特定した実態調査の不当性を明らかにし，その撤回を求めてきました。

先に「２００３年福山市同和地区実際調査報告書」及び「２００３年福山市人権・同和問題についての意識調査報告書」が配布されました。

実態調査報告書によると，調査実施数は前々回１９８６年４，３８７人に対し，
今回２，２３７人と約半数となっています。

調査が示す「進学・就職・結婚などを契機とした若い世代を中心とした転出」「同和地区内外の通婚率の上昇」及び混住の促進と同和地区の住環境の整備などで，同和地区を巡る状況は大きく変化し，今日，同和地区やその関係者を特定した調査そのものが困難であることを示しています。

又，人権・プライバシーの上からも許されない行為であります。

こうした調査を同和行政継続の根拠とすることはできません。

すでに前回１９９４年調査で，同和地区内外の格差は，基本的に解消されており，今日，旧同和地区に存在する課題は，広く市民の中にある高齢者施策，国保の滞納，低い年金や無年金，生活保護施策等同じ市民として共通の課題として解決すべき問題であります。

同和地区への特別対策を終結して一般施策の充実が求められるものです。御所見をお示しください。

また，市民意識調査では，同和問題の解決策についてのアンケートに，「行政が，同和地区の住環境や生活の実態を改善する」の項では「そうは思わない」が２４．３％と一番高く，「同和地区の人が自立意識や生活向上に努める」の項では，「そう思う」が３７．２％と一番高くなっている。

市民の声としても，特別対策の終結，そこからの自立を求めていることが示されているものと伺われます。

これ以上の特別対策の継続は，到底市民の理解と合意は得られるものではありません。

福山市の同和行政は終結することを明確に示すことを求めるものであります。

以上についての御所見をお示しください。